

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 規 則
鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規

則
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す

る規則
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正

◇ 告 示
保険医療機関の指定

保険薬剤師の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業の認可(四件)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二
号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「同和对策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十
号)」を「地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)」に改
め、同条第八項中「年一パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「
年五パーセント」を「年四・七五パーセント」に改め、同条中第九項を第
十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が、転作を計画的集团的に推
進するため当該転作に係る作物の生産、集荷及び出荷又は処理加工に必
要な事業を行う農業協同組合、農事組合法人又は知事が別に定める団体
に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号、第二号又は第四号に
掲げる資金のうち当該事業に必要な資金を貸し付ける場合において、関
係市町村が当該融資機関に対し、当該融資に係る農業近代化資金の利子
補給金を年一・五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第
一項の規定にかかわらず、年三・五パーセントとする。

附則第三項及び第五項中「年四パーセント」を「年三・五パーセント」

に、「とあるのは「年三パーセント」を「とあるのは「年二・五パーセント」に、「とあるのは「年二パーセント」を「とあるのは「年一・五パーセント」に改める。

別表の第五号中「年四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第二条第八項、附則第三項及び第五項並びに別表の第五号の規定は、昭和五十九年二月三日から適用する。
- 3 昭和五十九年二月三日前にて改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二号中「年五・五パーセント」を「年五パーセント」に改め、同表の第三号中「年六・五パーセント」を「年六パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十九年二月三日から適用する。
- 3 昭和五十九年二月三日前にて改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県

規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「年四パーセント」を「年三・七五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十九年二月三日から適用する。

3 昭和五十九年二月三日前において改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第百八十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口外科クリニック	鳥取市片原五丁目一五八―五	昭和五十九年一月二十三日
高橋歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇―一	昭和五十九年二月二十七日

鳥取県告示第百八十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西尾美加子	鳥葉第五三二号	昭和五十九年一月三十一日
鈴木三恵	鳥葉第五三三号	昭和五十九年二月十四日

鳥取県告示第百八十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松野 医 院	境港市京町三四一	昭和五十九年二月二十八日

鳥取県告示第百八十八号

国府町から申請のあつた町営土地改良（広西地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十九号

国府町から申請のあつた町営土地改良（広西南地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（鹿野（二ツ家線）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十一号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（鹿野（殿町水谷線）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九

年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第三項に規定する同意を求めることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区
境港市栄町六五 共和水産株式会社 代表取締役 和田義孝	漁業の区分
弓北加入区	場 所
中型まき網 漁業	弓北漁業 協同組合
期 間	昭和五十九 年三月六日 から同月二 十日まで

境港市朝日町六 浜水産株式会社 代表取締役 浜 信義
境港市朝日町六 千鳥水産株式会社 代表取締役 浜 信義